

山梨県公報

号外第四十号

平成二十年
六月十三日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

一四、一三八

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

一八四、四七六

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十年六月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

選挙区名	委員 長	新 海 治 夫
西八代郡	三分の一の数	五、〇五四
南巨摩郡	二分、四五三	一一、〇八七
南都留郡	五分、〇一〇	一四、一四二
甲府市	九、九六七	一〇、五〇六
富士吉田市	八、三三三	八、五一一
都留市・西桂町	一九、〇九二	一三、七七一
山梨市	一九、二二四	一九、一六六
大月市	八、〇九〇	八、〇九〇
斐崎市	一二、二九二	九、九〇三
南アルプス市		
北杜市		
甲斐市		
笛吹市		
上野原市・北都留郡		
甲州市		
中央市・中巨摩郡		